

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧		●自己評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施	資料2-2
施策の概要		令和5年度までの施策の進捗状況	自己評価
目標1 安心して生み育てられる環境づくり	施策1 母と子の心と体の健康づくり ◆母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。 ◆不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査を実施し、妊婦健診の助成拡充や乳幼児健診のデジタル化に向けたシステム構築等に取り組んだほか、産後早期の母親への支援として、宿泊や日帰り、訪問による産後ケア事業の拡充を行いました。 - 各区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで様々な相談に応じながら必要なサポートを実施するとともに、妊娠・出産時の経済的支援と伴走型相談支援を行う出産・子育て応援事業や、0～2歳の子育て家庭を見守りながら定期的におむつ等の育児用品を届ける「おむつと安心定期便」を開始するなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組みました。 - 子どもを望む夫婦に対し、不妊・不育専門相談センター等での相談支援のほか、不妊治療費の一部助成や、不育症の検査費・治療費の一部助成を実施しました。また、30歳を迎える女性を対象に、健康や将来の生活を考えるきっかけづくりとして、医療機関での検査等に係る費用を助成するプレコンセプションケア推進事業を実施しました。	順調
	施策2 幼児教育・保育の充実 ◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。 ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。	- 保育ニーズに対応するため、保育所の整備などにより保育の受け皿の確保に取り組みました。 - 保育所等が必要な人材を確保できるよう、潜在保育士等の就職支援、保育士に対する奨学金の返済支援や家賃助成を実施したほか、保育支援者の配置やICT化にかかる費用の助成、専門職の派遣による働き方改革の推進等、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組みました。 - 様々なニーズに対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、一時預かり事業を実施するとともに、サポートを必要とする子どもたちのために、県と連携し病児・病後児デイケア事業の利用者負担の軽減を図ったほか、保育所等において障がいのある児童及び医療的ケア児の受入れを促進するなど、多様な保育サービスの充実に取り組みました。	おおむね順調
	施策3 身近な地域における子育て支援の充実 ◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。 ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。	- 各区において、子育て交流サロンや育児サークルの開設・運営を支援するほか、子育て交流サロンに関わるボランティアの養成や研修会などを通じて、地域全体で子どもを見守り育むネットワークづくりを促進しました。また、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における育児の相互援助活動を推進しました。 - 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場である子どもプラザに、子育て相談に応じたりニーズに合った教育・保育サービスの情報提供を行う子育て支援コンシェルジュを順次配置して、相談機能の充実を図りました。 - 保護者の就労の有無に関わらず保育所等を定期的に利用できる事業をモデル的に実施しました。 - 子育て支援サービス等の情報について、子育て情報ガイドや、市ホームページ、SNS、市政だよりなど様々な媒体を活用し、情報提供を行いました。	おおむね順調
	施策4 障がい児の支援（乳幼児期） ◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組みます。 ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。	- 障がいの早期発見と早期支援のため、療育センター等において相談・診断・療育を実施するとともに、児童発達支援センター等を増設しました。また、療育センター等の新規受診児の増加に対応するため、南部療育センターの整備を進めました。 - 障がい児が保育所等に通園しながら身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援事業を試行・検証するモデル事業を実施しました。 - 自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者に対して、発達障がい者支援センターによる乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。 - 障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。	おおむね順調
	施策5 子育てを応援する環境づくり ◆市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。 ◆安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。 ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯対策などに取り組みます。 ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。	- 毎月1日～7日に家庭や地域、企業などで子どもたちのためにできることに取り組む運動“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”の普及・啓発に取り組みました。また、男女ともに子育てを行う意識の醸成を図るとともに、男性の育児休業取得促進や、働く場における女性の活躍推進のため、企業向けのセミナーや講演会、再就職やキャリア形成支援に向けた講座を実施しました。 - 子育て世帯の居住を支援するため、子育てしやすい住宅への住替えに対する助成や、市営住宅への入居支援、セーフティネット住宅の登録促進を行いました。 - 交通事故の防止や防犯対策のため、交通安全に関する広報・啓発や、通学路などの安全確保、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守りを行いました。 - 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保護者の収入等に関わらず第2子以降の保育料を無償化するとともに、第3子以降の副食費等の助成や、保育所等を利用する生活保護世帯の教材費等の助成を実施しました。また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学援助や特別支援教育就学奨励費による支援を実施しました。 - 子どもが家庭の経済状況に関わらず安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費の助成対象を小学生から高校生世代まで拡大し、通院医療費は自己負担上限額を一医療機関につき一月あたり一律500円まで軽減（3歳未満は無料）するとともに、入院医療費は高校生世代まで無料としました。	おおむね順調

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧		●自己評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施		資料2-2
施策の概要		令和5年度までの施策の進捗状況		自己評価
目標2 子ども・若者の自立と社会参加	施策6 子どもの居場所や体験機会の充実	・わいわい広場（放課後等の遊び場づくり事業）の実施校数を拡大するとともに、中央児童会館あいくるにおける遊び・体験・交流の場の提供や身近な公園の整備など、子どもたちが安全に安心して活動できる場や機会を提供しました。 ・子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場の充実を図るため、放課後児童クラブ（旧：留守家庭子ども会）の環境整備や、子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援の拡充に取り組みました。 ・都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて、子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施しました。 ・子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流機会の充実を図るため、アジア太平洋こども会議・イン福岡を通じた国際交流や青少年施設における様々な体験機会の提供、各種教室などの青少年活動を支援しました。		おおむね順調
	施策7 青少年の健全育成と自己形成支援	・PTA等と連携し、家庭教育に関する学習機会を提供する等、子どもの基本的な生活習慣等の育成に取り組んだほか、小中学校において職場見学や職場体験を行う等、勤労観や職業観を育む教育を推進しました。 ・家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進しました。 ・食育の推進や、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会の提供、薬物乱用防止にかかる啓発等、子どもの健康づくりや保健・健康教育を推進しました。		おおむね順調
	施策8 若者等の相談支援と居場所の充実	・登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置し、学校全体で支援に取り組みました。 ・思春期特有の不安や悩みに対応するため、こども総合相談センターにおける相談支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を実施しました。 ・若者総合相談センターを開設し、関係行政機関や民間支援団体と連携したサポートを実施するとともに、若者支援地域協議会を設置し、様々な分野の関係機関・団体が相互に連携を図りながら、若者を総合的に支援する仕組みづくりを行いました。 ・ひきこもりや非行などの社会生活を営む上で困難な状況にある子ども・若者の支援を行うため、立ち直りのための子ども・若者活躍の場プロジェクトや、ひきこもり地域支援センターによる相談対応及び思春期訪問相談員の派遣による支援等を実施しました。 ・中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができる居場所づくりに取り組みました。		おおむね順調
	施策9 障がい児の支援（学童期以降）	・特別支援学級や通級指導教室の整備など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。 ・自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者に対して、発達障がい者支援センターによる乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。 ・障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。 ・関係機関等と連携して、障がいのある生徒の自立と社会参加を進め、企業への就労を促進しました。		おおむね順調

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧		●自己評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施	資料2-2
施策の概要		令和5年度までの施策の進捗状況	自己評価
目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長	施策10 子ども家庭支援体制の充実 ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。 ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センターと区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。 ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。 ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化します。 ◆こども総合相談センター（児童相談所）の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。	- 児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう、こども総合相談センターにおいて、児童福祉司等を増員するなど体制を強化し、専門的な相談・支援を行うとともに、より市民に身近な各区子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施しました。 - 子どもや保護者が悩みや不安を相談しやすくするため、子ども本人がGIGAスクール端末を活用して相談ができる「こどもタブレット相談」、子どもや保護者等がLINEを利用して相談ができる「親子のための相談LINE」を実施しました。 - 子ども家庭支援センターを増設し、増え続ける相談に対応するとともに、里親や児童養護施設等に措置された子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、様々な支援に取り組みしました。	おおむね順調
	施策11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化 ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。 ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。 ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組みます。	- 様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、産前・産後母子支援センターにおいて、妊娠期の相談から出産後までの母子への継続的、総合的な支援を実施するとともに、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイについて、NPOと協働し、里親による受け皿の拡大に取り組みしました。 - 児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に、関係機関の連携強化に取り組みするとともに、子育て見守り訪問員の派遣等や、食材提供等にあわせて養育状況の確認や生活習慣獲得の支援を行う訪問事業、日常の育児・家事を援助する訪問事業を新たに開始しました。また、ヤングケアラーの支援のため、相談窓口を開設し、コーディネーターによる相談支援を実施しました。 - 子どもに関する市民団体や機関が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」による啓発活動、多様な方法による児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組みしました。	おおむね順調
	施策12 ひとり親家庭の支援 ◆ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組みます。 ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。	- ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラムの策定、養育費の確保支援に取り組みするとともに、ひとり親に対する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大や多子加算の追加など、就業や自立に向けた支援の充実を図りました。 - 支援を必要としているひとり親家庭に対し、支援情報を適切に届けられるよう、新たにポータルサイトを作成し、情報発信を強化しました。 - 子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童扶養手当や未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用により、子育てサービスの利用を支援しました。	おおむね順調
	施策13 子どもの貧困対策の推進 ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。	- 子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援の拡充に取り組みしました。 - 子どもの貧困の改善のため、区役所、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組みしました。 - 生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、習い事にかかる費用の助成を実施しました。	おおむね順調
	施策14 社会的養護体制の充実 ◆家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い - 子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター、区役所、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組みます。 - 社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組みます。 - 小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子ども家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。 ◆若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスの的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化します。	- 社会的養護を必要とする子どもを家庭的な環境で養育できるよう、里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などを、子どもに関わるNPOと共働して継続的に取り組みました。 - 児童心理治療施設の開設、里親や児童養護施設との連携など、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係再構築に向けた支援の充実を図りました。 - こども総合相談センターに社会的養護自立支援員を配置し、施設等を退所した子ども・若者の自立支援に取り組みしました。	おおむね順調
	施策15 子どもの権利擁護の推進 ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組みするとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。 ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。 ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組みるとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。 ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。	- アンケートによりいじめの未然防止及び早期発見に取り組みするとともに、いじめゼロプロジェクトを推進し、いじめ防止対策に取り組みしました。 - 子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である意見表明支援員（子どもアドボケイト）が、児童養護施設等で保護・養育されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を開始しました。 - すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベントなどのさまざまな機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施しました。	おおむね順調